

平成29年度第7回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年10月20日（金）10時開会 11時30分閉会

2 場 所 倉吉市 倉吉未来中心

3 出席者

- (1) 常設審議委員 20名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 加藤課長、中西課長補佐、岡本係長、河本主事
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事
(中部) 會澤主事
(西部) 平田主事
鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐
倉吉市農業委員会 隅主任
湯梨浜町農業委員会 藤井事務局長
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、
谷口課長補佐

4 開 会（倉益局長）

おはようございます。

平成29年度第7回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規程に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

ご多忙の中ご出席ありがとうございました。

台風がやってきますが、大きな被害がなければと思います。

10月17日に県下の農業委員会事務局や県や市町村の農林課、水土里ネット、農協も集まり下半期の農地業務につきまして担当者会議を行ったところでした。

11月11日には農業委員会特別研修会がせまってきました。講師の大澤局長には現場の実状を聞いてもらい、東京へ持って帰ってもらおうと考えています。

10月24日から高知県で全国担い手サミットがございまして、認定農業者の会を作ろうという方もおられまして、それが課題になっております。農業委員会の会長さんに相談しながら進めたいと思っております。

今日は、上半期の報告事項が縷々ありますので、経営支援課の加藤課長にお越しいただきました。

6 加藤課長挨拶

本年7月で17の市町村が新しい体制となりました。

農地パトロールや相談業務、地域の話し合いといった活動にご尽力いただいておりますことに対しまして感謝を申し上げます。

これから冬場に向かって集落の話し合いが本格化してくると思いますので関係機関と一緒に、話し合いを進めてほしいと思います。

7 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。

(上場会長) では、米子市の高西会長さんと、若桜町の浅井会長さんをご指名いたします。

8 報告事項

(1) 先月の農地転用許可の状況報告について

県経営支援 (資料1により説明)

課

(2) 平成29年度農地転用許可の状況について(4月～9月、市町村別)

県経営支援 (資料2により説明)

課

議長 東部で墓地の件数が多いのはなぜだろうか。

小林委員 農地利用状況調査によると、無断転用しているのが多いように感じています。

(3) 平成28年度農地転用許可事案に係る進捗状況報告及び転用現況確認等の状況について

県経営支援 (資料3により説明)

課

議長 進捗状況報告は農業委員会経由で提出になっているが、権限庁である県が責任を持って、進捗状況報告するようにすすめてください。

事務局長や担当者の会議で、この議題の話が出ていないので、もう少しどうなっているかを把握した上で、事務的にこうしましょうという話は、今年下半期にきちんとするというご希望だと思います。

高西委員 まず、理由を確認することが大事なことです。今後どうするかを話して下さい。

小林委員 県に責任があるが、市町村農業委員会にも許可に関わっているので、次の事務局長会議で指導を徹底して下さい。

会長 県と農業会議の方で各市町村宛に至急に文書で通知するということにします。

恩田副会長　これは農業委員会がしっかり確認していくべきことであります。農業委員は名誉職でありませぬので、農業委員の役割を果たすべきです。

(4) 植林転用に関する市町村指針の策定について

事務局　(資料4により説明)

山本委員　植林の間隔が5mとあるが、隣接地から5mでないか。

議　長　隣接地から5mでありますから、そこは確認しておいて下さい。

小林委員　すでに作成している4市町村についても、前に作成したものであり、他市町村の内容とも確認したいと思う。

事務局　参考資料として、4市町村の規程を添付して送付していますが、本日は添付していませんでした。誠に申し訳ありません。

高西委員　果樹の場合は、どうなっていますか。

長谷川副会長　果樹の場合は防風林もありますから、植林と一緒に考えるものではない。

議　長　園芸は囲むものであり、囲いがないと園芸でないと学んできた。道縁に柿など植えるものは園芸と言わない。囲いの中に収まるようにしていただきたい。

(5) 常設審議委員会における課題整理について

事務局　(資料5により説明)

恩田副会長　大山町の一般住宅拡張事案についてを詳しく説明して下さい。

事務局　一般住宅として、500m以内で許可されておりましたが、事業をされる段階で、許可した面積を超えて事業が進められていた事案です。そのために追認の申請があらためてありました。申請者の顛末書が、責任逃れで反省がないような文章でしたので、顛末書にきちんと書いてもらうように指導しました。この事案は、元々の転用事案が始まる前から、すでに売買されており、条件付きの仮登記が登記簿についていました。そういうことで、申請者は自分の土地でないという気持ちになっていました。転用許可があつて所有権が移転するものでありますから、法務局から農業委員会へ仮登記のあつた通知があり適切な指導をするようにという文書が、農林水産省の方から出ています。こういったこともありますので、十分適切な指導をするよう大山町農業委員会へ指導しました。

議 長 この事案は大山町から1種農地の集落接続だから出てきたものです。そこを農業委員会が転用許可した時に、仮登記してあるかチェックしてないし、許可をした後のチェックもしてないし、顛末書の内容があたりまえのように書いてあったので、議論になった。申請者の顛末書の内容と合わせて大山町農業委員会にしっかりしてもらおうということになったものです。

恩田副会長 参考までに聞かせて下さい。これについては農業委員会に許認可をもらわなくていいですか。例えば農協が仮差押さえする時は、農業委員会は関係ないですか。

事務局 仮押さえした時は、法務局から農業委員会へ連絡がありません。仮差押さえの実行として、競売等にかかる時に事前に農業委員会へ照会があり、競売の参加の適格者証明を交付するようお願いがあり、農業委員会で審議して競売の適格者証明書を発行し、競売に参加するようになっております。

恩田副会長 農業委員会は把握できないということだな。

事務局 許可申請の時に登記簿を添付して申請するので、その時に仮差押さえになっていることが分かります。

高西委員 米子市は推進委員が農業委員会総会へ全員出席していないというのは間違いです。該当する地区の事案がなければ3年間出席がないということになる。年間開催計画を示しているので、できるだけ毎月出席してほしいと話をしている。

9 審議事項

(1) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

議 長 それでは、審議に入らせていただきます。説明してください。

事務局 (資料6により、農業委員会総会付議事案(平成29年10月)を説明。)
(30aを超える説明事案について倉吉市農業委員会が説明し、その現地調査報告を山本委員が行なう。)

【琴浦町の事案】

小林委員 中間図と公図で整合がとれてない。公図が古い。

齋下委員 新しい公図をつけるように指導すること。

議 長 資料を統一し、適切な図面をつけるようにしたい。

【湯梨浜町の事案】

恩田副会長 中間図を見ると集団性があり、集落から離れているが農振農用地区域をはずすことができるか。

中部農林局 農振農用地区域からの除外について相談があり、5要件を検討した結果、やむを得ないと回答した。

小林委員 道を挟んで既に住宅が建っているが、その経緯はどうだったか。

齋下委員 農地が虫食い状態にならないよう農地を交換する努力をしてほしい。

恩田副会長 意見回答は上場会長と長谷川副会長に一任したい。

議 長 前に許可した事案の経緯を調べ、意見回答します。

議 長 農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ湯梨浜町の事案を除き、異議なく可決承認した。

【その他】

足立委員 太陽光発電施設の農地転用に係る住民同意の範囲はどこまでか。

議 長 県住まいまちづくり課と協議させていただきます。

10 報告・情報提供事項

(1) 農利用最適化推進交付金に係る報酬の上乗せを可能とする条例の整備状況について

県経営支援 課 (資料7により説明。質疑なし)

(2) 平成29年度農業委員会特別研修大会の準備状況について

事務局 (資料8により説明。質疑なし)

11 その他

事務局 次回は11月21日(火)、水明荘で開催します。

議 長 以上で、会を終了します。